平成２９年（フ）第１０６８号
札幌市西区発寒７条11丁目１番17号
破産者　上田　　崇
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１８２号
札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２―704号
破産者　南部　良平
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１７号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西4661番地の２（フラン・ソフィアＡ202）
破産者　宮田　哲郎
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号　社会福祉法人こころサービス付高齢者向け住宅208号室
破産者　小口　修平
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第７号
長野県岡谷市大栄町２丁目３番６号
破産者　池田　　勇
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３６号
長野県茅野市宮川6104番地16
破産者　丸茂　和俊
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３３号
岐阜県多治見市幸町３丁目61番地の30
破産者　渡邊　宏次
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３５号
岐阜県中津川市太田町２丁目６番10号
破産者　山内カイロプラクティックセンターこと　山内　清司
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３８号
愛知県名古屋市緑区小坂１丁目303番地　タウンヒルズ滝ノ水Ｂ棟102号
破産者　中辻　章二
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市野里476番地２、従前の住所兵庫県姫路市御国野町御着345番地14
破産者　広島　善生
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９５号
広島市安佐北区真亀５丁目27番40―502号
破産者　濵﨑　　健
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７４号
福岡市東区下原２丁目８番７号
破産者　井上　良介
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４０号
福岡市博多区板付７丁目９番４―705号
破産者　藤田　征志
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９２号
福岡市西区下山門団地３番405号
破産者　松本　美香
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４４号
福岡市東区唐原２丁目７番17―302号
破産者　園田幸一郎
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４５号
福岡市東区唐原２丁目７番17―302号
破産者　園田　栄子
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０２９号
福岡市東区塩浜１丁目４番３―302号
破産者　草場　純子
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９号
長崎県長崎市深堀町２丁目143番地
破産者　山口　博隆
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係